

令和7年度ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

令和7年4月1日

一般社団法人 兵庫県トラック協会

第1条（事業の趣旨）

一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）が急加速・急減速など一定の衝撃が生じた際、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器導入費用の一部を助成し、安全対策に貢献することを目的とする。

第2条（助成対象となる機器）

助成の対象機器は、別記『ドラレコ導入助成対象機器一覧』（以下「対象機器一覧」という。）に掲載されたドライブレコーダー車載器とする。

- 2 メーカーにより品質が保証され、保証期間が定められている機器とする。
- 3 当年度内に購入、又はリース契約を締結し、かつ助成金交付申請までに装着が完了している機器とする。

第3条（助成対象事業者及び機器装着対象車両）

助成対象事業者は、兵ト協の会員とする。

- 2 機器装着対象車両は、原則として会員の兵庫県内営業所に使用の本拠を有している既存の事業用貨物自動車及び新車購入時に機器を装着した事業用貨物自動車とする。

第4条（助成額及び限度）

助成額は、会員が導入する機器に対して、1台あたり10,000円を助成する。但し、1事業者につき、200,000円を限度とする。

- 2 本体購入額（税抜き）が助成額を下まわる機器の助成額は、本体購入額（税抜き）を上限とする。
- 3 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

第5条（助成金交付申請）

会員は、様式1「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請書」により、次条の助成金交付請求期間内に兵ト協会長に対して助成金交付を申請する。

- 2 前項の交付申請書には、①又は②、及び③、④を添付する。

①購 入：機器名と金額が記載している請求書の写し、及び領収書の写し

※銀行の振込通知書も可とする

②リース：機器名、台数、金額（1台当たり及び総額）、期間が記載している契約書の写し

③様式2「ドライブレコーダー車載器（リース・販売）取付完了証明書」

④取付車両の自動車検査証記録事項を出力したものの写し（有効期間が満了していないもの）

第6条（助成金交付請求期間）

助成金交付請求期間は、別に定める期間内とする。但し、助成金交付予算額に達した時点で締め切るものとする。

第7条（助成金の交付）

第5条の規定により請求を受けた会長は、当該年度の3月末日までに会員に対して助成金を交付する。

第8条（機器の処分基準）

会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

第9条（導入効果の報告）

協会は、助成金の交付を受ける事業者に対して、別に定める調査票に基づき機器導入の効果等の報告を求めることがある。

（附則）

本要綱は令和7年4月1日より適用する。